

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する 北海道基本計画の概要

令和4年12月公表

- 平成3年度から全国に先駆けて推進してきた環境との調和に配慮した「**クリーン農業**」(※1)の取組や、2050年までに道内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「**ゼロカーボン北海道**」等の取組を基本に、クリーン農業や有機農業などの環境保全型農業やスマート農林漁業技術の導入加速化など温室効果ガスの排出量の削減、YES!clean農産物等の流通及び消費の取組を促進する。

※1 土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめる等、環境と調和した安全・安心、高品質な農産物の安定生産を進める農業。

■北海道農業における環境保全型農業の概念図



■YES!cleanシンボルマーク



北海道安心ラベル

【作成主体】 北海道及び道内全179市町村

【計画の主な目標】

- ・ 燃料燃焼によるCO₂排出量（農業） 10.6%削減（R12）
- ・ 化学農薬使用量 10%削減（R12）
- ・ 化学肥料使用量 20%削減（R12）
- ・ YES!clean (※2) 農産物作付面積 20,000ha（R6）
- ・ 有機農業取組面積 11,000ha（R12） 等

【取組のポイント】

- ・ クリーン農業技術の活用等による土づくりや化学肥料・化学農薬使用量の低減 等
- ・ 農林業機械・漁船の省エネルギー化や燃油使用量を低減する設備・技術の導入、再生可能エネルギーの活用等による温室効果ガス排出量の削減 等
- ・ YES!clean農産物や有機農産物の情報発信等を通じ、消費者や流通・販売事業者の環境保全型農業に対する理解醸成を促進

※2 北海道独自の「北のクリーン農産物表示制度」。クリーン農業技術を使い化学肥料や化学農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアして、生産・出荷された農産物にマークを表示する制度。